

宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)

実施方針答申

令和元年 1 1 月

宮城県民間資金等活用事業検討委員会

はじめに

宮城県は、水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業）、工業用水道事業（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）、流域下水道事業（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の3事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施することを計画している。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の定めに基づき、本事業等の実施に関する方針を定めるものである。

【目次】

第 1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 特定事業等の事業内容に関する事項	1
1.1.1 事業の名称	1
1.1.2 公共施設等の管理者の名称.....	1
1.1.3 事業の背景・目的.....	1
1.1.4 基本運営方針.....	2
1.1.5 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等	3
1.1.6 事業方式.....	5
1.1.7 運営権設定対象施設	7
1.1.8 本事業等の業務内容	7
1.1.9 事業期間.....	13
1.1.10 事業の費用負担	14
1.1.11 運営権対価	15
1.1.12 料金及び維持管理負担金	15
1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金	16
1.1.14 運営権者収受額の定期改定.....	17
1.1.15 運営権者収受額の臨時改定.....	19
1.1.16 改築.....	21
1.1.17 運営権者が受領する権利・資産.....	23
1.1.18 県から運営権者への職員の派遣.....	23
1.2. 特定事業の選定方法に関する事項	24
1.2.1 選定基準.....	24
1.2.2 選定結果の公表	24
第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	25
2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	25
2.2 事業者選定のスケジュール	25
2.3 優先交渉権者の選定手続	26
2.3.1 委員会による審査.....	26
2.3.2 審査方法.....	26
2.3.3 審査結果の公表	27
2.3.4 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し.....	27
2.3.5 競争的対話等の実施	27
2.4 応募者の参加資格要件	27
2.4.1 応募者の構成.....	27
2.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	28

2.4.3	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	30
2.4.4	応募企業又は代表企業に求められる要件	30
2.5	優先交渉権者選定後の手続	30
2.5.1	基本協定の締結	30
2.5.2	S P Cの設立	31
2.5.3	優先交渉権者による運営準備行為	31
2.5.4	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	31
2.5.5	運営権の設定	31
2.5.6	実施契約の締結	32
2.5.7	運営権者譲渡対象資産の譲受	32
2.5.8	事業の開始	32
2.6	提案書類の取扱い	32
2.6.1	著作権	32
2.6.2	特許権等	33
2.6.3	提案内容の矛盾について	33
2.6.4	提案内容の履行義務について	33
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34
3.1	本事業等の前提条件	34
3.1.1	県の契約等の承継	34
3.1.2	県が実施する業務への協力	34
3.1.3	県が実施する施設の統廃合等	34
3.1.4	下水汚泥の処理	35
3.1.5	指定廃棄物の管理	35
3.2	リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	35
3.2.1	不可抗力	35
3.2.2	瑕疵担保責任	36
3.2.3	特定法令等変更	37
3.2.4	特定条例等変更	37
3.2.5	需要の変動	37
3.2.6	物価の変動	38
3.2.7	国補助金制度の変更等	38
3.2.8	第三者損害	38
3.2.9	県が遂行する業務に起因する事象	38
3.3	対象事業におけるサービスの水準	38
3.3.1	水道用水供給事業	38
3.3.2	工業用水道事業	38
3.3.3	流域下水道事業	39

3.4 実施状況のモニタリング	39
3.5 要求水準違反時のペナルティ	39
3.6 保険	39
3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	40
3.7.1 運営権の処分	40
3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分	40
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	42
4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項	42
4.1.1 水道用水供給事業	42
4.1.2 工業用水道事業	44
4.1.3 流域下水道事業	45
4.2 土地の使用に関する事項	46
第5章 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	47
5.1 実施契約に定めようとする事項	47
5.2 疑義が生じた場合の措置	47
5.3 管轄裁判所の指定	47
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	48
6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	48
6.1.1 運営権者事由解除	48
6.1.2 県事由解除又は終了	48
6.1.3 不可抗力解除又は終了	49
6.1.4 特定法令等変更解除	49
6.2 金融機関又は融資団と県との協議	50
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	51
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	51
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項	51
7.3 その他の措置及び支援に関する事項	51
第8章 その他特定事業等の実施に関し必要な事項	52
8.1 本事業等に関連する事項	52
8.1.1 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨	52
8.1.2 提案書類の作成等に係る費用	52
8.1.3 情報提供	52
8.2 実施方針に対する質問の受付	52
8.2.1 受付内容	52
8.2.2 受付期間	52
8.2.3 提出方法	52

8.2.4	質問に対するヒアリング	52
-------	-------------------	----

別紙1 用語の定義

別紙2 PFI法等における用語と本事業等における用語の関係性

別紙3 リスク分担表

別紙4 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 特定事業等の事業内容に関する事項

1.1.1 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

1.1.2 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1.1.3 事業の背景・目的

宮城県（以下「県」という。）企業局は、現在、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の 3 事業（以下「3 事業」という。）の運営を行っている。

平成 30 年度において、水道用水供給事業では、県内 35 市町村のうち 25 市町村に対し日量約 26 万 m^3 の水道用水を、工業用水道事業では、仙台港地区及び内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約 9 万 m^3 の工業用水を供給し、流域下水道事業では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の 7 流域合計で日量約 29 万 m^3 の下水処理を行っている。

3 事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後 20～30 年先には管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備及び管路の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、及びこれらの事業と処理区域が重複する仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業について、3 事業を一体とし民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技

術革新等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」を実施するものである。

さらに、民間事業者における新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションにより，効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民及び地域に対して新たな価値を創出し，加えてその知見及び知識の活用が全国の課題解決の一つのモデルとなることを期待するものである。

1.1.4 基本運営方針

本事業等をより適切に実施するため，県が公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第2条第7項¹に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4号²に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める基本運営方針を以下に示す。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は，3事業全体を俯瞰し，全体最適を目指した事業運営を行う。また，短期的視点に埋没せず，長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで，県民，関係市町村及び工業用水使用者に対して，長期にわたる本事業等の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

運営権者は，性能発注の考えに基づき，自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め，適切に施設運営を行う。

また，運営権者は，公共サービスとしての3事業の重要性を認識し，施設運営について，本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い，質の向上と効率化を達成する。

3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

運営権者は，県民，関係市町村及び工業用水使用者に対して，長期的な事業計画，運営状況及び経営状況のほか，サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について情報公開を行い，説明責任を果たす。

4) 地域経済の成長，地域社会の持続的発展への貢献

¹ 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは，公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

² 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

運営権者は、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

1.1.5 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等

1) 法令

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・ その他関係法令

2) 条例

- ・ 宮城県公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
- ・ 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- ・ 宮城県都市計画法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 91 条）
- ・ 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- ・ 宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
- ・ 宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）
- ・ 宮城県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）
- ・ 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
- ・ 岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）
- ・ 宮城県布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 3 号）

- ・ 宮城県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）
- ・ 宮城県暴力団排除条例（平成 24 年宮城県条例第 60 号）
- ・ 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）
- ・ 宮城県文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）
- ・ その他関係条例

1.1.6 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条³の規定に基づき、運営権者に対して運営権設定対象施設（1.1.7 に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。

1) 運営権の設定

水道用水供給事業の大崎広域水道，仙南・仙塩広域水道，工業用水道事業の仙塩工業用水道，仙台圏工業用水道，仙台北部工業用水道，流域下水道事業の仙塩流域下水道，阿武隈川下流流域下水道，鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道（以下「9 個別事業」という。）ごとに，以下の 9 つの運営権を設定する。

表 1 設定する運営権

運営権	対象区域
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等 ⁴ を除く）に設定される権利	栗原市，大崎市，富谷市，松島町，大和町，大郷町，大衡村，加美町，涌谷町，美里町
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式 ⁵ （管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，富谷市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町

³ 第 16 条 公共施設等の管理者等は，選定事業者³に公共施設等運営権を設定することができる。

⁴ 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「管路等」とは，場外等の管路，弁室（空気弁，手動弁が設置されている弁室），マンホール，ハンドホール，弁きよ，鉄蓋，管路上にある手動弁，水管橋及びトンネルをいう。

⁵ 低区調整池及び高区調整池における小水力発電施設は含まれない。

運営権	対象区域
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，富谷市，七ヶ浜町，利府町，大和町
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，名取市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）に設定される権利	大崎市，大和町，大衡村，加美町
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設 ⁶ 及び処理施設）の一式 ⁷ （管路等 ⁸ を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亘理町
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	大崎市，美里町
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	富谷市，大和町，大郷町，大衡村

なお、対象とする9個別事業については、一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

2) 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、本事業等を開始する前に、県との間で、PFI法第22条第1項⁹に定

⁶ ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路をいう。

⁷ 消化ガス発電施設は含まれない。

⁸ 流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路，マンホール，マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう。

⁹ 第22条第1項 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内

めるところにより，実施契約を締結しなければならない。

なお，実施契約については，運営権単位ごとではなく，本事業等として一つの実施契約書を締結する。

1.1.7 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし，立地等は4.1に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

1.1.8 本事業等の業務内容

本事業等の範囲は，以下の1)から3)に掲げるものとする。運営権者は，運営権に

閣府令で定めるところにより，公共施設等の管理者等と，次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
- 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には，その決定手続及び公表方法
- 四 派遣職員（第78条第1項に規定する国派遣職員及び第79条第1項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には，当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項
- 五 その他内閣府令で定める事項

基づいて実施する業務¹⁰のほか、実施契約及び要求水準書の定めに従って、本事業等に係る全ての業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

運営権者は、本事業期間中、本事業等に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務¹¹を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。委託等を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は、要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

- ・ 事業計画¹²の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 料金の収受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験¹³及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土¹⁴の適正処理¹⁵

¹⁰ 運営権設定対象施設の運営等に含まれる業務をいい、1.1.8の1)乃至3)に掲げる業務においては、1)のうち①、②、④（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、⑤（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）及び⑥（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、2)、並びに3)のうち①（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）の業務をいう。

¹¹ 経営に係る企画・管理業務等とする予定である。

¹² 経営、改築、維持管理に対する計画をいう。

¹³ 水道法第20条に基づく水質検査は、県が実施する。

¹⁴ 浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁵ 有効利用及び適正な処理・処分をいう。

- ・ 受水市町村との調整・対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

B) 工業用水道事業

a) 維持管理業務¹⁶

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視, 運転操作, 制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
- ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の修繕

b) 改築業務¹⁶

¹⁶ 仙台北部工業用水道事業における門沢取水堰, 芋沢沈砂池, 麓山浄水場における着水井及び管理棟の維持管理業務及び改築業務は, 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産(取水施設, 導水施設, 浄水施設及び送水施設)の一式(管路等を除く)に設定される権利に係る維持管理業務及び改築業務に含まれる。

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

C) 流域下水道事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの汚泥¹⁷の適正処理¹⁸
- ・ 流域関連市町村との調整・対応
- ・ 河川・海岸管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- ・ 交付金の申請への協力及び会計検査への協力

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務¹⁹

- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の維持管理業務
- ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務
- ・ 流域下水道事業における吉田川流域下水道事業大和・富谷ポンプ場建物の維持管理業務

¹⁷ 汚泥の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁸ 運営権者は，仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。消化ガスに係る条件は，要求水準書（案）に示す。

¹⁹ 運営権設定対象施設以外で，県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については，県が行うものとする。

- ・ 流域下水道事業における大雨時及び地震発生時の県と連携した一部の管路の点検調査
- ④ 本事業用地²⁰及び運営権設定対象施設等²¹の保安等に係る業務
- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安
 - ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全
- ⑤ 土地、建築物及び工作物等貸付業務²²
- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地、建築物及び工作物等貸付業務
 - ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務
- ⑥ 関連業務
- A) 水道用水供給事業
- ・ 県の要請に応じた水質計測機器²³の保守点検・修繕・改築
- B) 工業用水道事業
- ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
 - ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務
- C) 流域下水道事業
- ・ 県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
 - ・ 県の要請に応じた大雨時溢水対応
 - ・ 研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力²⁴

2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業²⁵のことをいう。

²⁰ 運営権設定対象施設が立地する土地をいう。

²¹ 「本事業用地及び運営権設定対象施設等」の「等」とは、第二受水テレメータ室が立地する土地、第二受水テレメータ室、大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物をいう。

²² 運営権者は、県及び県が指定する者が引き続き使用する運営権設定対象施設が立地する土地並びに当該土地上の建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて貸し付け、又は使用させるものとする。実施契約書（案）に示す条件に基づく土地貸付業務により収益が発生した場合には、運営権者に帰属する。

²³ 本事業開始日までに県が設置する予定の機器である。

²⁴ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

²⁵ 附帯事業における収益は運営権者に帰属する。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条²⁶に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

①本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。

²⁶ 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設²⁷の維持管理業務

1.1.9 事業期間

1) 本事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度の末日（1.1.9 - 2）の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和24年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により1.1.9 - 3)の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は、実施契約書（案）に示す。

3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業等が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

²⁷ 民間事業者が所有し、運営する、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを用いる発電施設であり、運営権者は、当該発電施設の所有者である民間事業者との合意により、当該発電施設の維持管理業務を受託することができる。

①運営権

本事業終了日に、運営権は消滅する。

②運営権設定対象施設の引渡し

本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

④本事業等に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）に示す。

本事業等の実施のために、運営権者が本事業用地内に所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に公有財産貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

⑤業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担²⁸により、本事業等が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。

1.1.10 事業の費用負担

運営権者は、以下1)～3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業等の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

²⁸ 県及び県が指定する者において発生する費用の負担を求めるものではない。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用²⁹は、実費精算³⁰を行うものとする。

2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条例若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する³¹。

1.1.11 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を、本事業開始日より前の県が指定する期日までに一括して県に支払うものとする。

県は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する運営権対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、合意延長に係る対価の追加的支払請求を受けることはない。

なお、県は、9個別事業ごとの運営権対価³²を募集要項等公表時まで示す。

1.1.12 料金及び維持管理負担金

1) 料金及び維持管理負担金の定義

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金とは、公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号）第6条³³における料金をいう。

流域下水道事業における維持管理負担金とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2³⁴の規定に基づく維持管理に要する費用の市町村の負担金をいう。

²⁹ 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

³⁰ 実費精算は、改築発注単位で行う。

³¹ ただし、研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

³² 運営権対価は、固定額であり、優先交渉権者選定手続きにおける審査項目としない。

³³ 第6条 水道用水供給事業又は工業用水道事業の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

³⁴ 第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえで、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金及び流域下水道事業における維持管理負担金を総称して、「料金等」という。

2) 料金及び維持管理負担金の収受

本事業期間中、受水市町村、工業用水使用者及び流域関連市町村が支払う料金等については、業務分担に応じた額を県及び運営権者がそれぞれ収受し、運営権者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項³⁵に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、運営権者が収受する料金等を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した運営権者が収受すべき料金等を一定期間保管し、運営権者に送金する。

なお、県は、3.5に示す要求水準違反違約金及び6.1.1 - 2)に示す契約解除違約金が発生したときは、自ら保管する運営権者が収受すべき料金等を、当該違約金に引き当てることができる。

3) 料金及び維持管理負担金の定期改定

県は、料金等の定期改定を行う³⁶。定期改定により設定された料金等が継続して適用される期間をそれぞれ「料金期間」という。

1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金

1) 運営権者収受額の提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込³⁷及び県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の費用見込額を提示する。

応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体³⁸にわたって義務事業及び附帯事業の実施に必要となる額（以下「運営権者収受額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者収受額は、県の提示する9個別事業ごとの提

³⁵ この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第16条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

³⁶ 料金等の定期改定は、令和6年度、令和11年度、令和16年度及び令和21年度に行うことを予定している。

³⁷ 実施契約に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、優先交渉権者選定に当たって県が提示する水量見込から変更しないものとする。

³⁸ 本事業期間を20年間として提案するものとし、1.1.9 - 2)の規定により本事業期間が延長される場合を想定しないものとする。

案上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者収受額の提案に当たって、運営権者収受額の構成項目ごとの内訳を示すこととする。

表 2 運営権者収受額の構成

構成項目	説明
ア) 人件費	給料, 手当, 賃金, 報酬, 法定福利費及び退職給付費をいう。
イ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。
ウ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源(電力等)に係る費用をいう。
エ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。
オ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。
カ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。
キ) 償却費 ³⁹	改築に係る資産の減価償却費をいう。
ク) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。
ケ) その他営業費用	通信運搬費等, 上記ア)～ク)に区分されない営業費用をいう。
コ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。
サ) 事業報酬	支払利息, 配当等をいう。

2) 運営権者の料金等の收受

運営権者は、本事業期間を 20 年間として運営権者収受額を均等割した月次の運営権者収受額(以下「月次運営権者収受額」という。)を基準額として、水量実績に応じて調整を行った額⁴⁰を、毎月、運営権者が收受すべき料金等として收受する。料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額については、1.1.14 の規定に基づき需要⁴¹の変動及び物価の変動等の影響を考慮した定期改定を行うほか、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合には、1.1.15 の規定に基づき臨時改定を行う。

1.1.14 運営権者収受額の定期改定

県及び運営権者は、料金等の定期改定に併せて、料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額の改定(以下「運営権者収受額の定期改定」という。)を行う。運営権者収受額の定期改定は、本事業開始日及び各運営権者収受額の定期改定時からそれぞれ 5 年以内に行うものとする。

³⁹ 運営権者収受額の提案においては、改築費総額をいう。また、流域下水道事業においては、対象外とする。

⁴⁰ 運営権者が收受する料金等は、月次運営権者収受額を、水量見込及び水量実績の差によって生じる料金等収入の差に基づいて調整した額とする。詳細は、実施契約書(案)に示す。

⁴¹ 流域下水道事業においては、処理水量をいう。

1) 需要の変動

運営権者収受額の定期改定にあたり県が提示する運営権者収受額の定期改定後の料金期間（以下「次期料金期間」という。）の水量見込が、実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、需要の変動の影響を受ける構成項目（以下「需要変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 3 需要変動費

構成項目	需要変動費
ア) 人件費	
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	
オ) 保守点検費	
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	
ク) 資産減耗費	
ケ) その他営業費用	
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、次期料金期間に適用する物価水準が、優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価の変動の影響を受ける構成項目（以下「物価変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 4 物価変動費

構成項目	物価変動費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○

構成項目	物価変動費
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。

4) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～3)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の定期改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、(仮称)経営審査委員会⁴²から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる。

1.1.15 運営権者収受額の臨時改定

事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて、直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に適用される月次運営権者収受額の改定(以下「運営権者収受額の臨時改定」という。)を行う。臨時改定された月次運営権者収受額は、運営権者収受額の臨時改定時点から、その直後に到来する運営権者収受額の定期改定時までの期間においてのみ適用される。事業環境の著しい変化の概要は、以下に示すものとし、詳細は、実施契約書(案)に示す。

1) 著しい需要の変動

⁴² 外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。

各工業用水道事業における契約水量が変更され、実施契約締結時の契約水量と比較して一定割合（以下「需要割合」という。）を超えて契約水量が変動する場合、当該工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用（以下「改定対象費」という。）に限ることとする⁴³。

また、各工業用水道事業の需要割合は、募集要項等公表時までを示す。

表 5 改定対象費

構成項目	改定対象費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	
ウ) 動力費	
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、当月に適用する物価水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準）と比較して一定割合（以下「物価割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価変動費に限ることとする⁴⁴。

⁴³ 著しく需要が減少した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×(1-需要割合)とする。著しく需要が増加した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×(1+需要割合)とする。さらに、臨時改定後の改定対象費については、水量実績を考慮することなく、臨時改定後の改定対象費に相当する額を運営権者は収受することとする。

⁴⁴ 著しく物価が下落した場合（物価の減少割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1-(x-物価割合)}とする。著しく物価が上昇した場合（物価の増加割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1+(x-物価割合)}とする。

物価に係る指標の定義及び物価割合は、募集要項等公表時までを示す。

3) 著しい動力費の変動

各流域下水道事業において、実施契約に定める動力費に係る指標について、当月に適用する動力費水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する動力費水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する動力費水準）と比較して一定割合（以下「動力費割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、動力費に限ることとする⁴⁵。

動力費に係る指標の定義及び動力費割合は、募集要項等公表時までを示す。

4) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、義務事業及び附帯事業について運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の臨時改定を行う。

5) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の臨時改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の臨時改定の必要性について、(仮称)経営審査委員会から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の臨時改定を行うことができる。

1.1.16 改築

1) 改築に係る提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。

⁴⁵ 著しく動力費が下落した場合（動力費の減少割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 - (x - \text{動力費割合})\}$ とする。著しく動力費が上昇した場合（動力費の増加割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 + (x - \text{動力費割合})\}$ とする。

なお、流域下水道事業に係る改築提案額は、優先交渉権者選定に当たって県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとする。

2) 改築計画書の作成

運営権者は、優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に、必要に応じて改築実施時期等の調整⁴⁶を行った上で、改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する。ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者はその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。

県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする。

運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認⁴⁷した場合に限り変更が認められる。

水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う⁴⁸こととする。

なお、支払方法は実施契約書（案）に示す。

3) 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。ただし、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書とし、運営権者は、運営権の範囲内において、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。

⁴⁶ 提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止めに県を求めることができる。

⁴⁷ 提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする。

⁴⁸ 運営権者は、県に対し、当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加を示す根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、県に支払うべき金額から当該増加費用を控除するものとする。

なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力⁴⁹するものとする。

4) 改築を行った施設の所有

県又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属するものとする。

5) 本事業開始日以降に県が実施する工事

本事業開始日以降に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、これに協力⁴⁹するものとする。

1.1.17 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産を、以下の1)～3)に示す。

1) 運営権

1.1.6 - 1)に示す運営権

2) 本事業用地の使用権

公有財産貸付契約による本事業用地及び運営権設定対象施設の使用権

3) 運営権者譲渡対象資産

本事業等の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

1.1.18 県から運営権者への職員の派遣

県は、P F I 法第80条⁵⁰に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。

⁴⁹ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

⁵⁰ 第80条 前2条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

1.2. 特定事業の選定方法に関する事項

1.2.1 選定基準

県は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、本事業期間にわたり、県自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条⁵¹に基づき、同法第2条第4項⁵²に規定する選定事業とする。

1.2.2 選定結果の公表

県は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

⁵¹ 第7条 公共施設等の管理者等は、第5条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

⁵² 第2条第4項 この法律において「選定事業」とは、第7条の規定により選定された特定事業をいう。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業等への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業等の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2.2 事業者選定のスケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表6 スケジュール

時期（予定）	内容
令和元年12月	実施方針の公表
令和元年12月 ～令和2年1月	実施方針に関する説明会 実施方針に対する質問の受付
令和2年3月	特定事業の選定・公表 募集要項等（募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）、関連資料集等）の公表 募集要項等に関する説明会 募集要項等に対する質問の受付
令和2年5月	第一次審査書類の提出期限
令和2年6月～12月	競争的対話の実施
令和2年12月	第二次審査書類の提出期限
令和3年3月	優先交渉権者の選定 基本協定の締結
令和3年6月又は9月	県議会に運営権設定を提案
令和3年7月又は10月	厚生労働大臣に運営権設定に係る許可を申請
令和3年10月	運営権設定
令和3年12月	実施契約の締結
令和4年4月	本事業等開始

2.3 優先交渉権者の選定手続

2.3.1 委員会による審査

県は、P F I法第11条第1項⁵³に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案の審査及び評価等を行う。

委員会の委員は、以下のとおりである。

なお、委員は今後追加される場合がある。

（委員）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長） 東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

宮城県総務部長

（臨時委員）

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

2.3.2 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。県は、参加資格要件を充足することを確認のうえ、参加資格確認の結果を通知する。申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することができない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定

⁵³ 第11条第1項 公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

県は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

2.3.3 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載により、公表する。

2.3.4 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載により、公表する。

2.3.5 競争的対話等の実施

県は、参加資格確認の結果通知後、提案審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 現場確認及び資料閲覧（参加資格があるとされた者ごとに複数回を予定）
- ② 参加資格があるとされた者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（参加資格があるとされた者ごとに複数回を予定）
- ③ 県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

2.4 応募者の参加資格要件

2.4.1 応募者の構成

- ① 応募者は、1.1.8に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は

様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（3.7.2 - 2）に定める本議決権株式をいう。以下同じ。）すべて⁵⁴の割当てを受けるものとする。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、2.4.2の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が2.4.1 ④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又はコンソーシアム構成員が、他のコンソーシアム構成員となることは認めない。
- ⑦ 応募企業又はコンソーシアム構成員が2.4.2及び2.4.3の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。

2.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

⁵⁴ 7.2 に示す株式会社民間資金等活用事業推進機構による出資を除く。

- ④ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号⁵⁵に該当しない者であること。
- ⑥ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号⁵⁶又は第4号⁵⁷に該当する者にあつては、同法第27条第1項⁵⁸の規定により、2.5.2に記載する特別目的会社（以下「SPC」という。）の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと。
- ⑦ 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に基づく資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 県が発注した「平成29年度みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務」を受託した株式会社日本総合研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁵⁹でないこと。
- ⑨ 県が発注した「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務（以下「アドバイザー業務」という。）」受託者及びアドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。アドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

有限責任あずさ監査法人

株式会社 KPMG FAS

KPMG 税理士法人

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

⁵⁵ 第26条第1項第2号 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

⁵⁶ 第26条第1項第3号 会社で、第1号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

⁵⁷ 第26条第1項第4号 前2号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第1号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの

⁵⁸ 第27条第1項 外国投資家は、対内直接投資等（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）のうち第3項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

⁵⁹ 「資金面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

株式会社東京設計事務所

- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者，支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑪ 本県の知事，副知事，又は公営企業管理者が役員等となっている法人に該当しない者であること。
- ⑫ 上記⑧から⑪までに定める者を本事業等の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

2.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は，次に掲げる実績要件を満たす必要がある。応募企業は，次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあっては，①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。なお，①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。

- ① 平成22年度以降，上水道事業において，処理能力日量2.5万立方メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。
- ② 平成22年度以降，下水道事業において，処理能力日量10万立方メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。

2.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業の要件には，参加表明書及び参加資格確認申請書提出の日における資本金の最低金額を定める予定としている。詳細は募集要項で公表する。

2.5 優先交渉権者選定後の手続

2.5.1 基本協定の締結

優先交渉権者は，基本協定書（案）に基づいて，県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、県は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

2.5.2 S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P C として、会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中は S P C の本社所在地を宮城県外に移転させないものとする。

2.5.3 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査等を実施することができるほか、本事業等を円滑に開始するための協議を県と行う。

2.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続

県は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定及び水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定をするにあたり、厚生労働大臣に対し、水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う⁶⁰。S P C は、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続に協力するものとする。

2.5.5 運営権の設定

県は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

⁶⁰ 水道事業者等が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、水道法第 24 条の 6 及び第 31 条並びに水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。）第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 に規定されており、これらの規程に基づき、水道施設運営権の設定の許可の申請が行われる。申請に必要な提出書類一式（申請書、水道施設運営等事業実施計画書及びその他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。））は、県が厚生労働大臣に提出する。

2.5.6 実施契約の締結

県と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、県は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産貸付契約の締結

なお、県は、P F I 法第 19 条第 3 項⁶¹及び第 22 条第 2 項⁶²の定める事項を県ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日までに運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。

譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

2.5.8 事業の開始

運営権者は、事業開始に当たり、引継ぎを完了し、運営権対価を県に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受けるなどの実施契約上の義務を履行した上で、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

2.6 提案書類の取扱い

2.6.1 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

⁶¹ 第 19 条第 3 項 公共施設等の管理者等は、第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第 2 号に掲げる事項を公表しなければならない。

⁶² 第 22 条第 2 項 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第 2 号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

2.6.2 特許権等

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

2.6.3 提案内容の矛盾について

文書による記載内容と、提示図面あるいはイメージ図等に矛盾がある場合には、文書による記載内容を優先するものとする。

2.6.4 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、提案審査において県に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 本事業等の前提条件

以下に、本事業等特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）及び関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業等の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業等の業務範囲については1.1.8の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

3.1.1 県の契約等の承継

県が本事業等を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、本事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

3.1.2 県が実施する業務への協力

県は、3事業における管路等に係る業務を行うことから、当該業務に関連して県から要請があった場合は、運営権者は県に協力⁶³するものとする。

また、県の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとする。

3.1.3 県が実施する施設の統廃合等

県は、本事業開始日までに以下を新設する予定である。

- ・ 仙南・仙塩広域水道用水供給事業における（仮称）連絡管調整池（令和3年中に工事完了予定）。
- ・ 仙台北部工業用水事業における濁度低減処理施設（令和2年度中に工事完了予定）。

大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理に係る費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新費用を抑制した提案を求めるものとする。

このほか、今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がある。

⁶³ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

なお、施設の統廃合⁶⁴を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である。

3.1.4 下水汚泥の処理

運営権者は、阿武隈川下流流域下水道事業の県南浄化センターにおける汚泥燃料化施設の使用を前提とする必要はなく、応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを提案することができる。

なお、提案は必須ではなく、汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない。

3.1.5 指定廃棄物の管理⁶⁵

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における南部山浄水場敷地内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）に基づき指定された指定廃棄物（浄水発生土）が保管されている。本事業開始日以降においても、指定廃棄物の管理については、県が行うものとする。

3.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担

県及び運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業等において、その自主性及び創意工夫を発揮して義務事業及び附帯事業を行うこととされていること、並びに任意事業を広範に行うことができるとされていることに鑑み、実施契約等に特段の定めのない限り、本事業等に係るリスクは運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙 3 にリスク分担表として示す。

以下、例外的に県がリスクを負担することがある場合等を列挙する。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

3.2.1 不可抗力

- ・ 県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、洪水、高潮、地震、戦争、テロ、暴動、放射能汚染、放火等本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力事象」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、運営権者は直ちにその内容を県、関係市町村、工業用水使用者及

⁶⁴ 運営権設定対象施設外における施設の追加並びに運営権者の業務範囲を超える調整が必要な施設の追加及び変更（管路の工事等）を伴うものをいう。

⁶⁵ 運営権者は、県が引き続き使用する土地、建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて使用させるものとする。

び関係機関に通知・連絡する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、運営権者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、かかる措置を取った場合、速やかに県に報告するものとする。

- ・ 県及び運営権者は、各々が所掌する施設での被害状況を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や給水・処理の継続等について、協議の上、必要な対応を行う。
- ・ 県は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等⁶⁶に基づく運営権設定対象施設の復旧を行うこととし、運営権者は必要な協力を行うものとする。また、9個別事業に係るサービスの停止及び再開に際しては、運営権者は、県、関係市町村、工業用水使用者及び関係機関と適切に連携するものとする。
- ・ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として県が負担する。ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの、運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、運営権者の負担とする。

3.2.2 瑕疵担保責任

- ・ 運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に物理的な瑕疵があった場合、本事業開始日より1年以内に限り、瑕疵による事業への影響を明らかにした上で、運営権者は県に対して協議を申し入れることができるものとする。運営権者が本事業開始日より前に当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合は、当該瑕疵に起因する費用等を県が負担することとし、その方法は県及び運営権者の協議により定める。
- ・ 募集要項等、県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合であっても、県は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵についての責任を負わない。

⁶⁶ 水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱をいう。

3.2.3 特定法令等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、県及び運営権者に生じた損失は各自が負担する⁶⁷。ただし、特定法令等変更に対応するために新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。
- ・ 特定法令等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.4 特定条例等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び県の計画等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、県は、運営権者に生じた損失を補償する。ただし、1.1.14 - 3)及び1.1.15 - 4)の規定に従い運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行うことにより運営権者に生じる損失を補填できる場合、県は、運営権者に生じる損失の補償を行わないものとする。
- ・ 特定条例等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.5 需要の変動

- ・ 県及び運営権者は、本事業等に関する需要の変動に応じ、1.1.14 - 1)及び1.1.15 - 1)に規定する方法に従って、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行う。
- ・ 上記以外の需要の変動に基づく運営権者が収受する料金等の増減に係るリスクは、運営権者が負う。

⁶⁷ 特定法令等変更の場合であっても、1.1.14 - 3)及び1.1.15 - 4)に該当する場合に、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行うことは妨げられない。

3.2.6 物価の変動

- ・ 県及び運営権者は、本事業等に関する物価の変動に応じ、1.1.14 - 2)並びに1.1.15 - 2)及び3)に規定する方法に従って、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行う。
- ・ 上記以外の物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に係るリスクは、運営権者が負う。

3.2.7 国補助金制度の変更等

- ・ 国補助金制度が変更される場合においては、県及び運営権者は、協議の上、実施契約の継続等に向けた措置を講ずる。
- ・ 国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合においては、県及び運営権者は、協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行う。

3.2.8 第三者損害

- ・ 既存施設の存在そのものにより、近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害のリスクは、県の負担とする。

3.2.9 県が遂行する業務に起因する事象

- ・ 県が遂行する業務に起因する運営権者の業務遂行の中断及び不能並びに施設・設備の損傷等のリスクは、県の負担とする。

3.3 対象事業におけるサービスの水準

3.3.1 水道用水供給事業

運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.2 工業用水道事業

運営権者は、県及び工業用水使用者と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、浄水供給している仙塩工業用水道事業及び濁度低減処理施設設置予定の仙台北部工業用水道事業について適切な水運用を実施するとともに、浄水施設の出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.3 流域下水道事業

運営権者は、県と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管路から県の流域幹線管路に流入した下水を円滑に処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う。また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。

なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3.5 要求水準違反時のペナルティ

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、運営権者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。

運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は運営権者に代わり、本事業等を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3.6 保険

運営権者が付保すべき保険については、要求水準書（案）に示す。運営権者は、その他に本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付

保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証券の内容については、県の確認を得るものとする。

3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

3.7.1 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業等に関連して県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項⁶⁸に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、県は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う⁶⁹。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ①譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- ②譲受人が、運営権者が所有し、本事業等の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

運営権者が本事業等の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処

⁶⁸ 第26条第2項 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

⁶⁹ 改正水道法施行後において、県が水道供給事業に係る運営権の譲渡を許可しようとするときは、水道法第31条により水道供給事業に準用される同第24条の11の規定に従い、事前に厚生労働大臣に協議してこれを行う。

分」と総称する。)について、以下のとおり県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業等が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

運営権設定対象施設のうち主な施設を以下に示す。

4.1.1 水道用水供給事業

表 7 主な運営権設定対象施設の立地（水道用水供給事業）

区分		施設	立地	
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	漆沢水系	取水・導水施設	門沢取水堰	左岸：加美郡加美町字門沢下窪 右岸：加美郡加美町字水芋屋敷
			芋沢沈砂池	加美郡加美町芋沢小土山
			芋沢沈砂池管理棟	加美郡加美町芋沢小土山
		浄水施設	麓山浄水場 ⁷⁰	加美郡加美町麓山
		送水施設	松山第二調整池	大崎市松山千石字与作松
			松山増圧ポンプ	大崎市松山千石字上林坊
	テレメータ室等		複数あるため，立地は別紙4に示す	
	長谷地中継所		加美郡加美町原長谷	
			小池ヶ平中継所	遠田郡涌谷町字下郡小池ヶ平
	南川水系	取水・導水施設	魚板取水堰	左岸：黒川郡大和町吉田字魚板 右岸：黒川郡大和町吉田字麓北
			南川沈砂池・南川取水ポンプ場	黒川郡大和町吉田字麓北
浄水施設		中峰浄水場	黒川郡大和町吉田字中峯	
送水施設		テレメータ室等	複数あるため，立地は別紙4に示す	

⁷⁰ 濁度低減処理施設及び工水配水池を除く。

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式 (管路等を除く)	取水・導水施設	取水塔	刈田郡七ヶ宿町字大倉山
		導水口	白石市小原清水
		ガンド沢制御室	白石市福岡蔵本字神楽石
	浄水施設	南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山
	送水施設	高区調整池	仙台市太白区茂庭字馬越石
		低区調整池	白石市白川津田字大新田
		(仮)連絡管調整池 ⁷¹	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山
		制御室	複数あるため、立地は別紙4に示す
		テレメータ室	複数あるため、立地は別紙4に示す
		青麻山中継所	刈田郡蔵王町宮字青麻下山

⁷¹ 本事業開始日までに稼働予定の施設である。

4.1.2 工業用水道事業

表 8 主な運営権設定対象施設の立地（工業用水道事業）

区分	施設		立地
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水・導水施設	郷六取水口	仙台市青葉区郷六字龍沢
		郷六沈砂池	仙台市青葉区郷六字針金
	浄水施設	大楯浄水場	仙台市宮城野区大楯
	配水施設	鶴ヶ谷ポンプ場	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字金堀
		富谷配水池	富谷市穀田字土屋沢
		仙塩七北田川水管橋流量計・濁度計	仙台市宮城野区福室
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水施設	熊野堂取水場	名取市高館熊野堂字五反田山
	配水施設	熊野堂配水池	名取市高館熊野堂字五反田山
		柳生弁室	名取市高館熊野堂飛島
		南・北幹線南側流量計	仙台市宮城野区港
		南・北幹線北側流量計	仙台市宮城野区港
		中野連絡ポンプ場	仙台市宮城野区中野
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）	浄水施設	濁度低減処理施設 ⁷² ・工水配水池（麓山浄水場内）	加美郡加美町麓山
	配水施設	桔梗平配水池	黒川郡大衡村桔梗平

⁷² 本事業開始日までに稼働予定の施設である。

4.1.3 流域下水道事業

表 9 主な運営権設定対象施設の立地（流域下水道事業）

区分	施設		立地
下水道法に基づく 仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	仙塩浄化センター	多賀城市大代
	排水施設	塩釜中継ポンプ場	塩竈市中の島
		流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す
下水道法に基づく 阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川
	排水施設	亙理ポンプ場	亙理郡亙理町荒浜字山神
		角田ポンプ場	角田市神次郎字中田
		名取ポンプ場	名取市杉ヶ袋高原
		大河原ポンプ場	柴田郡大河原町新東
		仙台ポンプ場	仙台市太白区四郎丸字昭和南
		丸森ポンプ場	伊具郡丸森町舘矢間舘山字巻河原
流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す		
下水道法に基づく 鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新三ツ屋
	排水施設	松山第1中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野字薬師
		松山第2中継ポンプ場	大崎市松山長尾字富田上
		鹿島台中継ポンプ場	大崎市鹿島台広長字一盃清水東
		小牛田ポンプ場	遠田郡美里町青生
		三本木ポンプ場	大崎市三本木桑折

区分	施設		立地
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	大和浄化センター	黒川郡大和町鶴巣下草字作内田
	排水施設	海老沢ポンプ場	黒川郡大衡村大衡字古舘
		大郷ポンプ場	黒川郡大郷町中村
		大和・大衡ポンプ場	黒川郡大和町落合蒜袋字新田
		大和・富谷ポンプ場 ⁷³	黒川郡大和町もみじヶ丘
	流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す	

4.2 土地の使用に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第1号⁷⁴に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項⁷⁵に規定する行政財産にあたる。県は、運営権者が本事業用地の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、公有財産貸付契約書に記載される条件で、本事業期間中は本事業用地を無償で使用できるようにする。

⁷³ 建物を除く。

⁷⁴ 第238条第1項第1号 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産（後略）

⁷⁵ 第238条第4項 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業等
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 料金等の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保（モニタリング等）
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

5.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、必要に応じて（仮称）経営審査委員会に意見を求めた上でこれを定めるものとする。協議の方法等については、実施契約において定める。

5.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業等の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業等の引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、1.1.9 - 4)- ③及び④と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

6.1.1 運営権者事由解除

1) 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業等の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・県は運営権を取り消す。
- ・県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金（契約解除の原因となった事由により県に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

6.1.2 県事由解除⁷⁶又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務（運営権者収受額の改定等のリスク負担に関する事項を含む）を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

⁷⁶ 特定条例等変更による解除を含む。

- ・ 県は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該運営権設定対象施設に係る本事業等との関係においてのみ実施契約を終了するものとする。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 県は、運営権者に対し、実施契約に定める契約解除違約金（契約解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により県に生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

6.1.3 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・ 不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・ 不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業等の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業等の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失したときを除き、県は、運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力事象により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

6.1.4 特定法令等変更解除

1) 解除事由

- ・ 特定法令等変更により運営権者が本事業等を継続することができなくなったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・ 県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 特定法令等変更により県及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

なお、6.1.2 県事由解除又は終了、6.1.3 不可抗力解除又は終了及び6.1.4 特定法令等変更解除に関しては、本事業等のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業等のうち、一部の事業について実施契約の解除及び運営権の取消しが生じた場合、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った解除対象事業に係る運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。

6.2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業等の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業等は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり，多様な資金調達上の工夫の一環として，応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において，応募者が，株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき，株式会社民間資金等活用事業推進機構は，当該応募者のコンソーシアム構成員に該当しないものとし，応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお，県は同機構の出融資を確約するものではなく，同機構の出融資の詳細，条件等については，応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

7.3 その他の措置及び支援に関する事項

県は，運営権者が本事業等を実施するにあたり，必要な許認可等について，必要に応じて協力する。また，法令の改正等により，その他の支援が適用される可能性がある場合は，県及び運営権者で協議する。

第 8. その他特定事業等の実施に関し必要な事項

8.1 本事業等に関連する事項

8.1.1 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語，通貨は円とする。

8.1.2 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は，応募者の負担とする。

8.1.3 情報提供

本事業等に関する情報提供は，以下のホームページ等を通じて適宜行う。

県のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>

8.2 実施方針に対する質問の受付

8.2.1 受付内容

本事業等への参画について県へ関心表明書等を提出した営利法人より，実施方針に対する質問を受け付ける。質問の提出に当たっては，県が指定する様式を用いることとする。

8.2.2 受付期間

令和元年 12 月 25 日（水）から令和 2 年 1 月 15 日（水）まで

8.2.3 提出方法

県のホームページに提出方法を記載する。

8.2.4 質問に対するヒアリング

提出された質問のうち，県において確認が必要と判断したものについては，質問を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

別紙 1 用語の定義

実施方針における用語	定義
経営	事業計画の作成，実施体制の確保，財務管理，料金の収受，モニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
維持管理	要求水準（水量，水質等）を充足するように，対象施設の運転管理，保守点検，修繕及びこれらに付随する業務を行うこと。
運転管理	対象施設に係る要求水準を充足するように，対象施設で安定的な水処理等を行うほか，日常点検，水質検査等を行うこと。
保守点検	対象施設の機能を保持するために，消耗品や部品の交換，定期点検等を行うこと。
修繕	老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として，対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う工事その他の行為のこと（更新は伴わない）。
改築	更新又は長寿命化により所定の耐用年数を新たに確保すること及び附帯事業に関して附設を行うこと。
更新	対象施設の機能を確保するため，既存の設備を新たに取替えること。義務事業の実施に必要な設備を導入すること。
長寿命化	設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
附設	附帯事業の実施に必要な施設を導入すること。
設置	任意事業の実施に必要な施設を導入すること。

別紙2 PFI法等における用語と本事業等における用語の関係性

PFI法及び運営権ガイドライン における用語			実施方針における用語	
運営等	運営		経営	
	維持管理	修繕	維持管理	運転管理
				保守点検
		資本的支出	改築	更新
長寿命化				
附設				
建設・改修			設置	

別紙3 リスク分担表

1. 全般

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
事業移管	県帰責による事業開始の遅延	県の手続遅延による本事業等開始の遅延	○	
	不可抗力等による事業開始の遅延	不可抗力，第三者損害による本事業等開始の遅延	○	
	上記以外による事業開始の遅延	運営権者の手続遅延による本事業等開始の遅延		○
不可抗力 (不可抗力による契約解除の場合は，3.その他に示す。)	天災(暴風，洪水，高潮，地震その他異常天然現象)，人為的事象(戦争，テロ，暴動等)，その他(放射能汚染，放火等)，通常予見可能な範囲外のものであって，本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える事象のうち，実施契約に定める一定の要件を満たした事象	災害復旧事業となる天災。 人為的事象，その他通常予見可能な範囲外のものであって，本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える事象。ただし，以下を除外する。 <除外対象> ・災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額 ¹ 未満の場合。 ・運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの。 ・維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの。	○	
	上記以外			○
法令等変更	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不利な影響を及ぼす法令・通知等の変更		2,3	
	上記の法令・通知等の変更による新たな設備投資に係る費用		○	
	上記以外の法令・通知等の変更による運営権者の費用の増減		2,3	
	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び計画等の変更		2,3	

¹ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法，水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱に示される一定額をいう。

² 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の定期改定を行う。

³ 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の臨時改定を行う。

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
税制変更	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不利な影響を及ぼす国税の変更		○	○
	広く一般的に適用される税制の変更	法人税率の変更，運営権者の利益に課される税制度の変更による費用の増減	2,3	
	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみ適用され，運営権者に不利な影響を及ぼす県税の変更		○	
第三者損害	既存施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	施設による電波障害，日照妨害，風害等，これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	県が遂行する業務に起因する第三者損害	騒音，悪臭，振動等，これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害	騒音，悪臭，振動等，これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等		○
	任意事業に起因する第三者損害			○
	運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	失火，改築中の資材の落下等に起因する第三者の身体財産へ損害		○
住民・利用者との関係	本事業等を運営権者が実施するという事実そのものにより生ずる避けることのできない反対運動及び訴訟等		○	
	運営権者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等			○
金利・為替変動	金利上昇，為替変動による資金調達に要する利息の増加			○
物価の変動	通常想定される物価の変動による運営権者の費用の増減		2	
	上記以外の著しい物価の変動による運営権者の費用の増減		3	
動力費の変動	流域下水道事業における著しい動力費の変動による運営権者の費用の増減		3	

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
需要の変動	需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		2	
	工業用水道事業における著しい需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		3	
許認可	本事業等の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって県に帰責がある場合		○	
	本事業等の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって運営権者に帰責がある場合			○
国補助金制度の変更等	国補助金制度が変更される場合及び国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合		協議	
資金調達	運営権者が本事業等のための資金調達に失敗した場合			○
計画・設計・仕様変更	事業内容、用途の変更等、県側の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○	
	上記以外の理由により計画・設計等が変更される場合			○
業務遂行の中断・不能	県帰責による業務遂行の中断・不能	管路の改築・維持管理、土木構造物の改築に起因する業務遂行の中断・不能	○	
	上記以外の理由による業務遂行の中断・不能 ⁴	運転・制御ミス、ユーティリティ調達不備		○
料金等不払	料金等不払による運営権者の減収	滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における料金不払による運営権者の減収		○
瑕疵担保	運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業開始日より1年以内に限る）		○	
	運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業終了日より1年以内に限る）			○
	事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了日より1年以内に限る）			○

⁴ 不可抗力事象によるものを除く。

2. 維持管理及び改築

リスクの種類		リスクの内容		リスクの具体例		負担者	
						県	運営権者
維持管理	3事業	電力供給	電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられるもの				○
			電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップで対応不可能なもの		○		
		薬品関係	薬品関係の供給停止，供給能力低下				○
		施設・設備の損傷	県が遂行する業務に起因する施設・設備の損傷	管路の改築・維持管理，土木建造物の改築に起因する施設の損傷	○		
			上記以外の理由による施設・設備の損傷 ⁵			○	
水道用水供給事業及び工業用水道事業	水量の変動	新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足			○		
		一時的な水量不足に起因する配水・給水制限				○	
		洪水・積雪による取水障害 ⁶	流木，土砂流入，スノージャムによる取水障害			○	
	恒常的な原水水質の変化	追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化			○		
		要求水準書に定められた範囲の恒常的な原水水質の変化				○	
	一時的な原水水質の変化	送水・配水停止を伴う一時的な原水水質の変化（運営権者帰責による送水・配水停止を除く）	大雨による原水汚濁の上昇，原水水質の変化（カビ臭，藻類発生によるpH上昇等），油の流入等による水質悪化		○		
		送水・配水停止を伴わない一時的な原水水質の変化				○	
浄水発生土の処分	浄水発生土の処理費用の増加	浄水発生土検出成分（ヒ素等）に起因する処理費用の増加				○	
流域下水道事業	流入水量の変化	要求水準書で設定した施設能力を明らかに超えて流入水量が増加した場合	大雨等による流入水量の増加		○		
		上記以外				○	
	流入水質の変化	要求水準書で設定した範囲を超える流入水質の変化に伴う処理費用の増減	悪質排水の流入		○		
		上記以外	処理負荷（BOD）の変動等			○	
	汚泥の処理	運営権設定対象外の施設から搬入される汚泥の性状に起因する汚泥処理の不具合			○		
上記以外に起因する汚泥処理の不具合					○		

⁵ 不可抗力事象によるものを除く。

⁶ 不可抗力事象によるもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業に該当するもの）を除く。

リスクの種類		リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
				県	運営権者
改築	測量・調査	県の指示や変更による遅延, 測量・調査費用の増加		○	
		上記以外			○
	設計	県の指示や変更による遅延, 設計費用の増加		○	
		上記以外			○
	施工	県の指示や変更による遅延, 工事費の増加		○	
		上記以外			○

3. その他

リスクの種類		リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
				県	運営権者
附帯事業		附帯事業の採算性の悪化, 事業の不履行			○
任意事業		任意事業の採算性の悪化, 事業の不履行			○
契約解除		運営権者事由によるもの			○
		県事由によるもの		○	
		所有権の消滅		○	
		不可抗力		○	○
		特定法令等変更	特定法令等の変更により運営権者が本事業等を継続することができなくなる場合	○	○

別紙 4 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

1. 水道用水供給事業

区分		施設		立地	
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	小野田 高区受水テレメータ室	加美郡加美町字麓山
				小野田 低区受水テレメータ室	加美郡加美町字南小路
				小野田 低区受水流量計室	加美郡加美町字南小路
				中新田 受水テレメータ室	加美郡加美町米泉字西野
				古川 第 1 受水テレメータ室	大崎市古川大崎字天望
				松山 第 1 受水テレメータ室	大崎市松山千石字本丸
				鹿島台 受水テレメータ室	大崎市鹿島台平渡字鷹待嶽
				南郷 受水テレメータ室	大崎市鹿島台木間塚字柿ノ木平
				涌谷 受水テレメータ室	遠田郡涌谷町涌谷字八幡山
				小牛田 受水テレメータ室	遠田郡美里町北浦字蜂谷森
				田尻・瀬峰 高清水受水テレメータ室	大崎市田尻小塩字伝々山
				田尻・瀬峰 高清水受水流量計室	大崎市田尻小塩字伝々山
				三本木 受水テレメータ室	大崎市三本木字白板
				大衡 受水テレメータ室	黒川郡大衡村駒場字戸口
				第 1 幹線テレメータ室	加美郡加美町米泉字田川
				第 1 幹線流量計室	加美郡加美町米泉字高田原
				中新田 分岐流量計室	加美郡加美町米泉字田川
				第 2 幹線テレメータ室	加美郡加美町字矢越
				第 2 幹線流量計室	加美郡加美町字矢越
				古川 第一分岐流量計室	加美郡加美町字矢越
				第 3・4 幹線テレメータ室	大崎市古川中沢字中沖上
				第 3 幹線流量計室	大崎市古川中沢字中沖上
				第 4 幹線流量計室	大崎市古川中沢字中沖上
				第 5 幹線テレメータ室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第 5 幹線流量計室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				三本木 分岐流量計室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第 6 幹線テレメータ室	大崎市松山千石字極楽橋
				第 6 幹線流量計室	大崎市松山千石字極楽橋
松山 分岐流量計室	大崎市松山千石字極楽橋				
第 7・8 幹線テレメータ室	大崎市松山千石字鷹ノ橋				

区分		施設		立地	
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式(管路等)を除く)	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	第7幹線流量計	大崎市松山千石字鷹ノ橋
				第8幹線流量計室	大崎市松山千石字大橋
				第9幹線テレメータ室	大崎市松山字五輪崎
				第9幹線流量計室	大崎市松山字五輪崎
				鹿島台分岐流量計室	大崎市鹿島台船越山野町
				南郷分岐流量計室	大崎市鹿島台船越沢
				第10幹線テレメータ室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				第10幹線流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				小牛田分岐流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				大衡・大和分岐テレメータ室	黒川郡大衡村大衡字北原
				大衡分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木
	大和分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木			
	南川水系	送水施設	テレメータ室等	大和受水テレメータ室	黒川郡大和町吉田字中峰
				富谷受水テレメータ室	富谷市二ノ関館山
				富谷幹線流量計室	富谷市二ノ関
				大郷受水テレメータ室	黒川郡大郷町中村字屋敷前
				大郷幹線流量計室	黒川郡大郷町中村屋敷前
				松島受水テレメータ室	宮城郡松島町初原字欠田

区分	施設		立地	
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	送水施設	制御室	檜原制御室（高区制御室）	白石市福岡長袋字檜原山
			宮制御室	刈田郡蔵王町宮字明神裏
			矢附制御室	刈田郡大字矢附字鉢附
			小村崎制御室	刈田郡蔵王町大字小村崎字上葉の木沢
			足立制御室	柴田郡村田町足立西中久保
			中沖制御室	仙台市太白区坪沼南
			塩の瀬制御室	仙台市太白区坪沼字塩ノ瀬
			茂庭制御室	仙台市太白区茂庭台
			折立制御室	仙台市青葉区茂庭寺下
			郷六制御室	仙台市青葉区郷六字葛岡
			長命ヶ丘制御室	仙台市泉区上谷刈字立脇
			寺岡制御室	仙台市泉区根白石紫山
			松森制御室	仙台市泉区松森字刺松
			森郷制御室	宮城郡利府町森郷字町頭
			山根制御室（低区制御室）	白石市福岡長袋字山根入
			大谷制御室	柴田郡大河原町大谷字後田
			船岡制御室	柴田郡柴田町船岡新栄
			中谷地制御室	岩沼市南長谷中谷地
			祝田制御室	亶理郡亶理町字祝田
			テレメータ室	蔵王テレメータ室
	村田西原テレメータ室	柴田郡村田町大字村田字西原		
	仙台芋沢テレメータ室	仙台市青葉区芋沢横向山		
	仙台国見テレメータ室	仙台市青葉区国見		
	仙台中山テレメータ室	仙台市泉区南中山（南中山配水池）		
	富谷テレメータ室	富谷市富谷大清水上		
	利府森郷テレメータ室	宮城郡利府町森郷字名古曾		
	多賀城テレメータ室	宮城郡利府町森郷字大窪南（森郷配水池）		
	七ヶ浜テレメータ室	宮城郡七ヶ浜町花淵浜大日堂（君が丘配水池）		
	塩釜テレメータ室	塩竈市伊保石（梅の宮浄水場）		
	松島テレメータ室	宮城郡松島町桜渡戸字土井下（桜渡戸配水池）		
	白石内田前テレメータ室	白石市大平森合字内田前		
	大河原金ヶ瀬テレメータ室	柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部		
	角田江尻テレメータ室	角田市江尻字寺前（角田江尻浄水場）		
柴田船迫テレメータ室	柴田郡柴田町大字本船迫字沢田			
岩沼テレメータ室	岩沼市南長谷字山小屋			
名取テレメータ室	名取市愛島塩手岩沢			
亶理逢隈テレメータ室	亶理郡亶理町逢隈下郡八ツ入（大森山配水池）			
山元山寺テレメータ室	亶理郡山元町山寺字新山			

2. 流域下水道事業

区分	施設		立地	
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市鶴ヶ谷
			No.3 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市高崎字水入
			No.4 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市大代
			No.5 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市宮城野区岩切字小児
			No.10 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市鶴ヶ谷
			No.15 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市泉区松森字台
			No.17 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市宮城野区岩切字台屋敷
			No.19 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市中央
			No.20 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市泉区市名坂
			No.21 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市南宮字八幡
			No.22 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市南宮字庚申
			No.24 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市市川字立石
			No.9 流量計(七ヶ浜幹線)	多賀城市大代
			No.16 流量計(七ヶ浜幹線)	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字北遠山
			No.2 流量計(塩釜幹線)	多賀城市大代
			No.13 流量計(仙台幹線)	多賀城市栄
			No.14 流量計(仙台幹線)	仙台市宮城野区中野字新沼
			No.18 流量計(仙台幹線)	多賀城市町前
			No.6 流量計(多賀城幹線)	多賀城市中央
			No.11 流量計(多賀城幹線)	多賀城市留ヶ谷
No.7 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江淵			
No.8 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江淵			
No.12 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町飯土井字長者前			
No.23 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江淵			

区分	施設		立地	
下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	阿武隈川幹線第 1-1 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字西台前
			阿武隈川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字雨沼裏
			阿武隈川幹線第 2 流量計	伊具郡丸森町大字館矢間木沼字水門
			大河原幹線流量計	柴田郡大河原町大谷字保料前
			白石川幹線第 1-1 流量計	柴田郡村田町大字沼辺字立石
			白石川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町北船岡
			白石川幹線第 2 流量計	刈田郡蔵王町宮字櫛林
			白石川幹線第 3 流量計	刈田郡蔵王町字一本松東
			村田幹線流量計	柴田郡大河原町字小島
			蔵王幹線流量計	刈田郡蔵王町塩沢
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字作内田
			No.2 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字十文字
			No.3 流量計	黒川郡大和町吉岡字南白鳥
			No.4 流量計	黒川郡大和町落合松坂字附ノ川
			No.6 流量計	黒川郡大和町鶴巢字北目大崎
			No.10 流量計	黒川郡大和町落合